

提出先： 城東区役所 3階 市民協働課 33番窓口

見 積 書
提出期限 令和7年9月10日 午後 5時

【案件番号：防0708004】

収入印紙
契約の相手方
となった者は
貼付を要する

事業請負見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者 城東区長 吉村 悟 様

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。
なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額			百万			千			円
契約金額			百万			千			円
☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円									
☐ 免税事業者									

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事業名称	「地域安全運動区民大会」の開催における舞台演出・操作（舞台機構・舞台音響・舞台照明）等技術提供業務委託【城東区役所市民協働課（防災・防犯）】					
履行期限	令和7年10月10日			履行場所	別紙仕様書のとおり	
履行方法	別紙仕様書のとおり			その他		
明細書	名称			形状・寸法・摘要		数量
	別紙仕様書のとおり					
(見積条項) 裏面のとおり						
本書のとおり契約を締結する。 1 契約方法 随意契約 2 契約保証金 ☐ 契約金額の5/100以上(金 円) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ☐ 履行保証保険 ☒ 免除				支出科目	年度	会計
					款	
					項	
					目	
					節	
用途	地域安全運動区民大会舞台等技術提供			細節		
摘要						
決裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員
	起案 令和 . .					
	決裁 令和 . .					
城市第 号						

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については 40 日、その他の給付については 30 日以内に契約代金を支払う。（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

（1）大阪市契約規則第 38 条の規定による。

（2）大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

（契約に関する紛争の解決方法）

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市区会規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

- 1 暴力団等の排除について

- （1）発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- （2）発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- （3）受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- （4）受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- （5）第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- （6）受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- （7）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- （8）受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- （9）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

仕様書

1. 業務名称

「地域安全運動区民大会」の開催における舞台演出・操作（舞台機構・舞台音響・舞台照明）等技術提供業務委託

2. 契約期間

契約締結後～令和7年10月10日（金）

3. 履行場所

城東スギタクレストホール（以下、「区民センターホール」という。）
大阪市城東区中央3丁目5番45号（城東区複合施設2階 城東区民センター）

4. 配置人員

4名

5. 業務の概要

本業務は、令和7年10月10日（金）に区民センターホールにおいて開催予定の「地域安全運動区民大会」（詳細は別紙1参照）実施に際し、当区民センターホール舞台設備を用いた演出計画の策定及び当日の操作等の技術的役務を供するなど、下記の業務を行い当該事業の円滑な進行に資するものとする。

- （1）施設の舞台機構、音響、照明の設備・機器・備品の整備及び管理・運営（タイムスケジュール等については、別紙1のとおり）
- （2）上記業務に関する委託者、城東区民センター指定管理者との相談、技術打合せ
- （3）その他、この仕様書に定めない事項については、書類等により確認を行うとともに、当区の指示を遵守すること

6. 城東区民センター対象舞台設備概要

別紙2のとおり

7. 業務の管理

- （1）受注者は、本仕様書に基づき業務履行計画、実施体制、安全対策等の管理体制について策定し、本市に説明のうえ承諾を得ること。
- （2）受注者は、業務現場の内外を問わず、人命、財産に危害を及ぼさないよう細心の注意を払うとともに、必要な安全対策を講じ、適正に管理すること。
- （3）受注者は、業務の履行に際して大阪市区役所附設会館条例及び規則を順守すること。

8. 業務責任者

受注者は業務従事者より1名業務責任者を選任のうえ、次の業務を行わせること。

- （1）業務内容を熟知のうえ、業務従事者を指揮・監督し、必要な指導を行い、迅速かつ円滑な業務の推進を図ること。
- （2）委託業務に関連する事項について本市と協議し、その指示に従い、本市担当者との連絡調整を図ること。

9. 業務従事者

業務従事者については、下記の条件を満たすものであること。

- (1) 委託業務を履行するために必要かつ十分な知識・技能を有する者であること。
- (2) 委託業務履行にあたり、守秘義務の重要性を十分理解し、履行時に知り得た事項を他に漏らさないなど個人情報保護を遵守できる者であること。

10. 備品の貸与等

- (1) 本市は、委託業務の履行に必要な備品・機器について、本市が認めた範囲で、受注者に貸与または給付するものとする。
- (2) 貸与された備品については、委託業務以外の使用及び業務履行場所以外への持ち出しは禁止する。

11. 秘密の保持

受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また契約期間満了後、又は解除後においても同様とする。

12. 鍵の管理

- (1) 業務の実施にあたり、受注者が指定管理者より借り受けた鍵を紛失した場合は、指定管理者に確認の上、受注者の負担により錠の交換を行う。
- (2) 受注者は鍵をいかなる場合も複製してはならない。
- (3) 受注者は本市に無断で受託業務以外の目的に鍵を使用してはならない。

13. 業務報告等

- (1) 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、本市に業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 本市は、円滑な業務の履行に反する事実があった場合は、受注者に対して調査及び報告書を提出させ、改善を求めることができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

14. 経費の負担

本業務にかかる人件費及び使用する用具等の一切は、受注者の負担とする。

ただし、地震・風水害・降雪・事件・事故・疫病等により、開催の延期・中止・縮小する場合は、本市と受注者で協議のうえ、契約期間もしくは委託料を変更する契約変更・解除を行う。

なお、契約変更の結果、経費の精算が必要である場合は、係る費用を支払うものとする。

15. 再委託に関する特記事項について

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

- 5 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

16. 特記事項

- (1) 舞台設備については高度な演出が可能な反面、重大事故のインシデントも含むことから、受注者は事故に備えた保険に加入しておくこと。また、業務中に生じた事故について、一切の責任を負うものとし、万一、会場等に損害を与えたときは、その損害を負うものとする。なお、舞台設備の操作にあたり本市所定の誓約書（別紙 3 のとおり）を提出すること。
- (2) 受注者は、当日の進行等について、本市及び指定管理者と十分な打合せを行い、指示にしたがうこと。また、指定管理者が必要と認めた場合は指定管理者による立ち合いを承諾すること。
- (3) 業務履行中に生じた本市仕様書に記載のない疑義が生じた際は、都度本市と協議を行うこと。
- (4) 受注者は、施設内の駐車場を利用する際は一般車両と同様に有料となる。
- （参考）有料駐車場（1 階・屋根あり）車高制限：3.2m
料金詳細：最初の 60 分まで 300 円／以降 30 分毎 200 円

17. 施設指定管理者

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会
電話：06-6932-2000

18. 事業担当

大阪市城東区役所市民協働課（防災・防犯）（担当者：田代・坂本）
大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 4 5 号（城東区役所 3 階 3 3 番窓口）
電話：06-6930-9045
FAX：050-3535-8685

明細書

日時	項目	人数	単価(円)	価格(円)
令和7年10月10日(金) 午前・午後	舞台技術提供	2		
令和7年10月10日(金) 午前・午後	音響技術提供	1		
令和7年10月10日(金) 午前・午後	照明技術提供	1		
消 費 税				
合 計				

(1) 開催日時：令和7年10月10日（金）14：00

開催場所：城東スギタクレストホール（城東区民センターホール）

(2) 従事時間 午前・午後 9時30分～16時

○タイムスケジュール

契約締結後の打合わせにより、進行の順番や内容に多少変更が生じる可能性があります。

時間	内 容	
9時30分	技術者会場到着	
	技術者→バトン等舞台機構、音響、照明の確認	
	リハーサルの立ち合い	
12時00分	休憩	1時間
13時00分	開場・受付開始	
14時00分	開会 第1部 司会	
	1 来賓あいさつ（舞台中央演台マイクあり）	約10分
	2 各種表彰（舞台中央・スタンドマイク予定）	約20分
14時30分	1部終了	
14時35分	第2部	
	城東警察署による特殊詐欺被害防止教室 （ハンドマイク2本、ピンマイク1本予定）舞台上で開催	約30分
15時05分	終了	
	閉会。設備撤収、現状復旧作業	
16時00分	業務終了	

舞台バトン使用（ボード吊り下げ）

ホール調整室等でのCDによる演奏の再生（予定）

進行にかかわる開始ブザー等の演出など

城東スギタクレストホール音響設備

別紙 2

2022 年 4 月 1 日現在

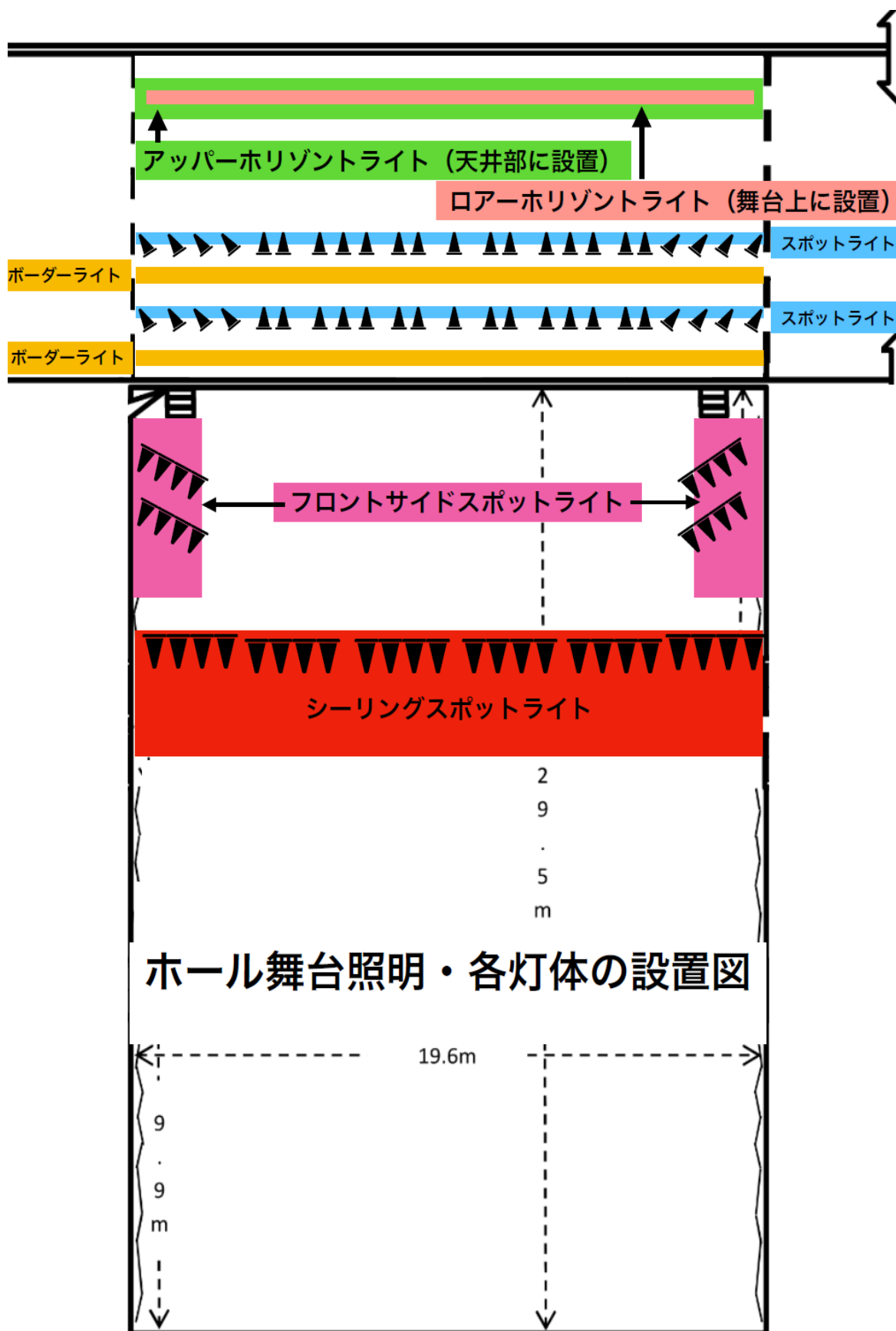
名称	数量	メーカー	型番	備考
音響操作卓 A (デジタルミキサー)	1 台	YAMAHA	LS9-32	32 入力
リモートコンソールユニット	1 台	TOA	D-2012C	
デジタルミキシングプロセッサー	2 台	TOA	D-2008SP	
マルチチャンネルモニター	1 台	TOA	MP-1216	
デジタルパワーアンプ 150W×4ch	1 台	TOA	DA-150FH	
デジタルパワーアンプ 250W×4ch	2 台	TOA	DA-250F	
デジタルパワーアンプ 150W×4ch	2 台	TOA	DA-550F	
ラインコンバーター	1 台	TOA	LA-80MKⅢ	
ソリッドステートレコーダー	2 台	TASCAM	SS-CDR200	
CD プレイヤー	1 台	TOA	CD-50	
ダブルオートリバースカセットデッキ	1 台	TASCAM	202MK6	
メインスピーカー	2 式	TOA	SR-H3L+SR-H2S	
サブスピーカー	2 式	TOA	SR-H3S	
サブウーハー	2 台	TOA	FB-120B	キャスター付
広指向性天井埋込型スピーカー	12 台	TOA	F-2351C	
ステージスピーカー	2 式	TOA	SR-F05+SR-L05	ドリー付
移動型スピーカー	4 式	TOA	SR-F05+ST-34B	スタンド式
デジタルワイヤレスチューナー	1 台	TOA	WT-D1804 (4ch)	同時受信 6 波 800MHz B 帯
デジタルワイヤレスチューナー	1 台	TOA	WT-D1802 (2ch)	
ダイナミックマイクロホン A	6 本	SHURE	SM57-LCE	
ダイナミックマイクロホン B	6 本	SHURE	SM58-LCE	
ダイナミックマイクロホン C	4 本	SHURE	SM58SE	
コンデンサーマイクロホン A	4 本	AKG	C451B	
コンデンサーマイクロホン B	2 本	AKG	C568B	
コンデンサーマイクロホン C	6 本	AMCRON	PCC-16	
コンデンサーマイクロホン D	4 本	AKG	C414	Ⓔ備品
ワイヤレスマイクロホン (ハンド型)	6 本	TOA	WM-D1200	
ワイヤレスマイクロホン (ピン型)	6 本	TOA	WM-D1300	
ダイレクトボックス A	1 台	Radial	JPC	Ⓔ備品
ダイレクトボックス B	2 台	BOSS	DI-1	Ⓔ備品
マイクスタンド (卓上型)	6 本	TOA	ST-66A	
マイクスタンド (床上型)	4 本	K&M	ST-310F	
ブーム型マイクスタンド A	10 本	K&M	ST210B	
ブーム型マイクスタンド B	4 本	K&M	ST259B	
16ch マルチケーブル (10m)	2 本	CANARE	16C10-E3	
16ch マルチケーブル (30m)	1 本	CANARE	16C30-E3	Ⓔ備品

城東スギタクレストホール音響設備2

名称	数量	メーカー	型番	備考
16ch パラボックス	3 台	CANARE	16J12F12	1 台は圈備品
マイクケーブル A	2 本	CANARE	EC05	
マイクケーブル B	10 本	CANARE	EC10	
マイクケーブル C	20 本	CANARE	EC20	
スピーカーケーブル A	6 本	CANARE	SC05-NL	
スピーカーケーブル B	4 本	CANARE	SC10-NL	
スピーカーケーブル C	2 本	CANARE	SC20-NL	
ヘッドホン	1 個	SONY	MDR-CD900ST	

舞台・音響・照明・映像備品・指定管理者所有分

名称	数量	メーカー	型番	備考
音響備品				
音響操作卓 A (アナログミキサー)	1 台	YAMAHA	MG10XF	音響セット
音響操作卓 B (デジタルミキサー)	1 台	BEHRINGER	X-32 COMPACT	
デジタルステージボックス	1 台	BEHRINGER	S16 16in /8 out	(X32 用)
パワーアンプ	2 台	CLASIC PRO		
パワースピーカー	2 台	BOSE	S1-pro 最大出力 150W	音響セット
ミニパワースピーカー	1 台	BOSE	Sound Link Color	
スピーカースタンド	2 台	JEMUE	K-306	
マイクケーブル A	2 本	CANARE	EC10	10m
マイクケーブル B	2 本	CANARE	EC20	20m
マイクケーブル - TS フォン	1 本	CANARE	PC10B	10m
マイクケーブル - TS フォン	1 本	CANARE	PC5B	5m
16ch マルチボックス貫通型	2 台	CANARE	16J12F12	
16ch マルチケーブル	1 本	CANARE	16C30-E3	30m
HDMI ケーブル	1 本	CANARE	HDMI10AE-EQ	10m
CD デッキ	1 台	Panasonic	SL-PS300	音響セット
MD デッキ	1 台	Panasonic	RS-TR515	音響セット
ワイヤレスマイク	5 本	TOA	WM-1220	大会議室・事務室
ワイヤレスヘッドセット一式	1 式	SHURE	BLX14J/SM35	音響倉庫保管
照明備品				
LED PAR ライト	20 台			150W
ETC ソースフォー ライト	4 台			
ソースフォー・ゴボ	6 枚	木っ端×4、街シルエット×1、月×1		
ミラーボール	1 台			
映像備品				
200 インチ組み立て式スクリーン	1 台			
高輝度プロジェクター	1 台	EPSON	EBW2155	5500Lm
その他備品				
フルコンサートグランドピアノ	1 台	カワイコンサートグランドピアノ EX (49A=442Hz)		
バレエマット	9 枚			
飛沫感染防止用アクリル板	2 枚	幅 800mm×高さ 910mm 1 枚 / 幅 600mm×高さ 500mm 1 枚		
マイクスタンド取り付け型木製トレイ	1 台	K & M	K & M 122A	



ホール舞台照明・各灯体の設置図

城東スギタクレストホール舞台設備使用申込兼誓約書

使用日 令和 年 月 日 時 から 時

城東スギタクレストホールで事業を実施するにあたり、別添一覧にある
(☐ 音響設備 ☐ 照明設備 ☐ 映像設備) を使用したいので、裏面確認事項に
ついて全て確認・承諾の上、申し込みます。

令和 年 月 日

城東区民センター 指定管理者 様

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務担当（連絡先：06－6930－9101）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること